



フクムラ仮設株式会社
代表取締役

福村 鉄二

建設業労働者の 社会保険加入義務化について

巻頭言

建設業労働者の社会保険未加入状況が問題視され始めて数年が経過しました。平成24年には平成28年までの5カ年を猶予期間と定め、段階的に加入状況の改善を促すものとなりました。特筆すべきは猶予期間経過後の平成29年には「未加入作業員は建設現場への入場を認めない」という強固な方針を国土交通省が打ち出していることで、平成29年以降は数度の指導を経ても加入しない企業については強制加入させて、過去2年分の費用を徴収する等の処置が講じられています。

平成24年の時点で、この方針の影響により法人会社が脱法人を行い、社会保険加入義務の条件から外れようとするのではないかと懸念されてきました。そして実際に最近では建設業の個人事業主が増加しています。

当社は仮設レンタル事業の他にシステム足場請負事業を営んでおります。多数の現場労働者を抱えていますので経費のほとんどは人件費で構成されています。全ての現場労働者が社会保険に加入したコストがどれほどのものかよくわかります。お客様にご理解を頂いて普段の工事代金の上乗せから原資を確実に頂いていかなければ、どこの会社も対応することは難しいでしょう。

国土交通省からのガイドラインによると、社会保険加入に要する費用は標準見積書を活用し、元請け事業者から頂くことになっております。しかし私の近隣の状況では、公共工事に携わる元請け事業者様はこの変化について既に把握しておられるところが多いようですが、そうでない元請け事業者様にはまだまだ周知がなされていない状況ではないかと感じます。

環境はまだまだ整っていない状況のなか猶予期間も後一年と数ヶ月に迫り、業種に関わらず日本中の建設業に携わる方が勇気のいる決断を迫られているのではないのでしょうか。私もやはり不安な気持ちは拭えません。

しかし労働者不足によりインフラ老朽化問題に対応するのも難しい現況は、社会保険制度が揃っていないこれまでの建設業を若年労働者が忌避した結果であるのも事実であると思います。そして彼らがそういった業界を嫌ったのも、もっともなことで余生を慎ましやかなものでも現実的に過ごせるようにする為には厚生年金に加入することは最低限必要なことであろうと思います。ならば好機と捉えるべきでしょう。

現状は国土交通省管轄だけが先に進んでいるようにも見受けられます。しかし、やるならば徹底的にやって頂きたい。中途半端にやれば不平等な競争が生まれます。たくさんの労働者の将来の不安を取り除き、若者達が建設業で働きたいと願う未来に繋がれと願うばかりです。